

適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について

1 登録件数

適格請求書発行事業者として登録されている件数は、以下のとおりです。

登録件数 (令和5年6月末現在)	3,318,422 件
---------------------	-------------

(参考) 登録申請書の提出件数 約356万件

2 登録通知時期の目安（登録通知が届くまでの標準的な時期を示しており、通知時期を保証するものではありません。）

提出時期	登録通知までの目安	
	e-Tax提出分	書面提出分
4月1日 ～ 4月15日	5月下旬	7月中旬
4月16日 ～ 4月30日	6月上旬	8月上旬
5月1日 ～ 5月15日	6月中旬	8月中旬
5月16日 ～ 5月31日	6月下旬	8月下旬
6月1日 ～ 6月15日	7月上旬	9月上旬
6月16日 ～ 6月30日	7月下旬	9月下旬
7月1日 ～ 7月15日	8月上旬	10月上旬

(注) 1 6月30日現在の申請・登録状況を基に推計しておりますので、今後変更となる場合があります。

2 ご提出いただいた登録申請書に記載誤り等がある場合は、内容の確認などが必要となるため、上記の期間よりお時間をいただく場合があります。

3 これから登録申請を行う方へ

登録通知までの期間の目安は、以下のとおりです。

制度開始となる令和5年10月1日より前に登録通知を受領したい方は、e-Taxをご利用ください。

e-Tax提出の場合	提出から 約1か月半
書面提出の場合	提出から 約3か月

書面で申請される場合は、以下のフローチャートをご覧ください、記載漏れ・誤りのないようご注意ください。

[登録申請書の書き方フローチャート（令和5年中に申請する方用）](#)

4 登録申請書の処理状況に関するお問い合わせ

ただいま、登録申請の処理状況に関するお問い合わせが多くなっています。

処理状況に関するお問い合わせは、上記2の登録通知の目安となる期間経過後に、管轄のインボイス登録センターにお願いいたします。その際、申請時期、申請方法（例：e-Taxで申請、登録センターに郵送）などの情報をお手元にご用意ください。

会員様全員必見!!! 影響があるかもしれない

消費税インボイス制度について

☆売上先や不動産貸付先※ が 事業者（個人事業主・会社（法人））の会員様

（※駐車場・事務所・店舗契約等）

→相手先の消費税の申告方式によりインボイス制度に対応する必要が

ある可能性があります。制度の詳細をご確認下さい。

☆売上先や不動産貸付先が個人消費者のみの会員様

→制度開始により売上先から受ける影響は低いと考えられます。

☆支払う側の時・一般（本則）課税にて消費税を申告納税される会員様

→特例を除き仕入経費の支払先へインボイスに対応した請求書や領収

書を求める必要がある可能性があります。制度の詳細をご確認下さい。

☆支払う側の時・簡易課税にて消費税を申告納税される会員様

→制度開始による仕入経費の支払先への影響は低いと考えられます。

※免税事業者の会員様は仮にインボイスを登録された後をご想定の上 ご参照下さい。

！ポイント！

インボイス制度開始により、現在お取引されている売上先や支払先の立場が現状と変わり、無関係とされていた方が一転インボイスの影響を受ける可能性もございます。状況が変わりました際には、変更後の状況を上記☆の項目にあてはめてご確認ください。また、税務署への届出締切等もございますので制度に関する情報収集をお早めにお願ひ致します。

（公社）板橋青色申告会 事務局

**消費税の課税事業者(消費税申告・納税義務者)の方
はもちろん免税事業者(消費税申告・納税免除者)
の方も『インボイス制度』が関係します！！**

令和5年3月31日までにインボイス制度登録申請をしなければ
令和5年10月1日から登録を受けられません。

 青色申告会で登録申請の手続きが出来ますので、随時ご来会下さい。

ご来会の際、マイナンバーカードをご持参下さい。(お持ちでない方はマ
イナンバー通知カードと運転免許証や健康保険証など身元確認書類)

そもそも『インボイス』って何？

正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。現行の区分記載請求書に「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が追加されたものです。

『インボイス制度』って何？

取引相手からインボイスを求められたときは交付しなければなりません。

免税事業者の方は原則として消費税課税事業者選択届出書を提出しなければインボイス登録が出来ません(課税事業者を選択することにより消費税の申告・納付が必要になります)

【参 考】消費税額の計算方法(一般課税の場合)

消費税額＝課税売上げに係る消費税額－課税仕入れ等に係る消費税額
(売上税額) ー (仕入税額)

インボイス制度に関するお問合せ・一般的なご相談

電話相談センター 専用ダイヤル 0120-205-553 (無料)

【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> インボイス制度特設サイト



電話・受付 午前9時～午後4時(土日祝除く)

〒173-0001 板橋区本町38-5 TEL 3963-5345

公益社団法人 板橋青色申告会